

知的所有権

特許	: 発明
実用新案	: 考案 (工夫)
意匠	: 商品のデザイン
商標	: 商品, サービスに用いられる マーク
著作権	: 著作物, 実演, レコード等

企業秘密: 産業上重要な情報

発明者の権利 (利益) を法律的に守る

商標の例

文字商標

HONDA

SONY

図形商標



記号商標



結合商標



立体商標





**最新製品
(ブランド品)は
知的所有権
(知的財産権)
で武装されて
いる**

特許制度

特許法第1条

この法律(特許法)は、**発明の保護及び利用**を図ることにより、**発明を奨励**し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

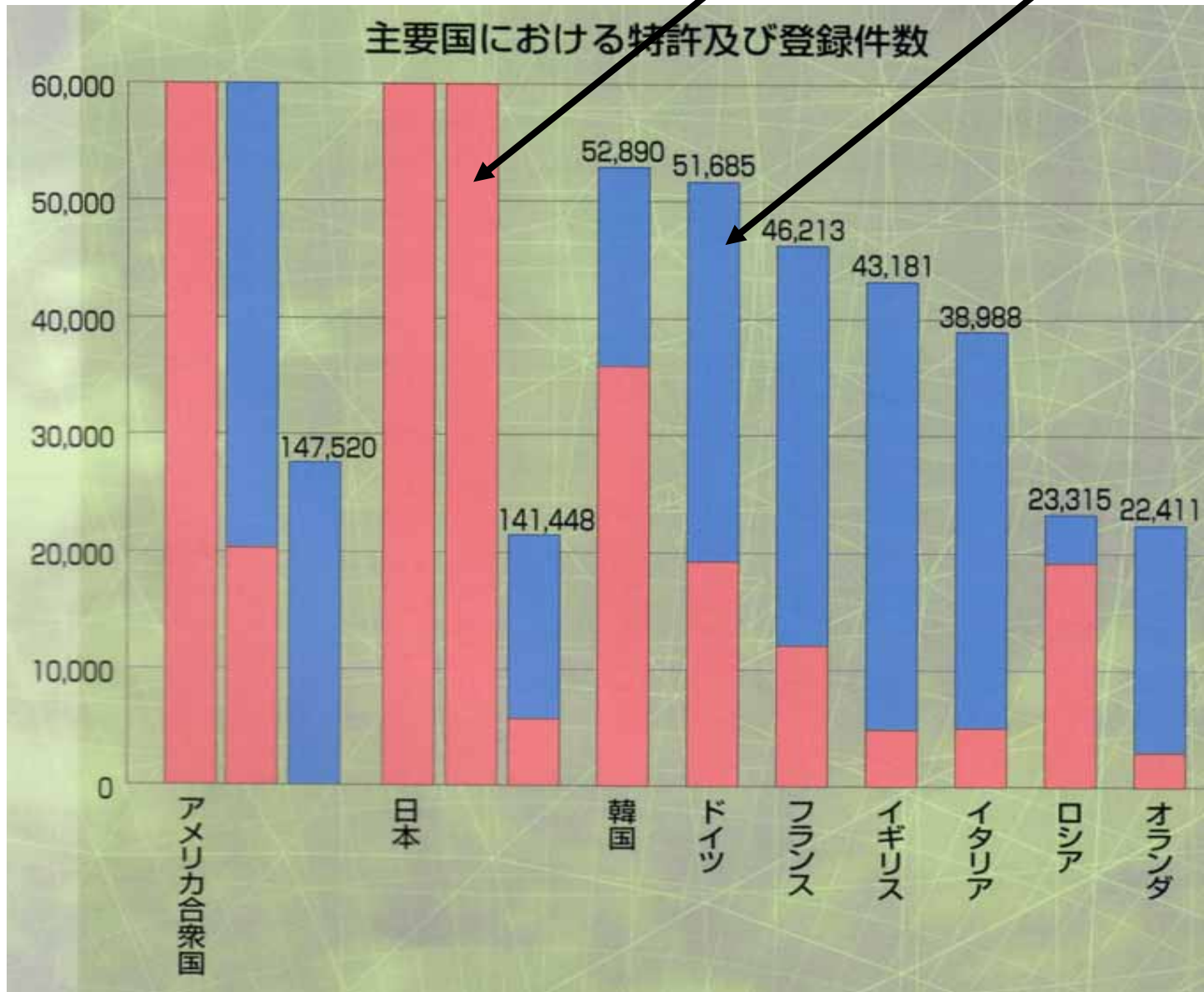
発明を出願し、審査を受け、特許として登録する必要がある

発明者の研究成果を保護するとともに、一定期間権利を独占させ、他者が真似することを禁止する
(**利益の独占**)

特許統計(1)

国内出願

外国人出願

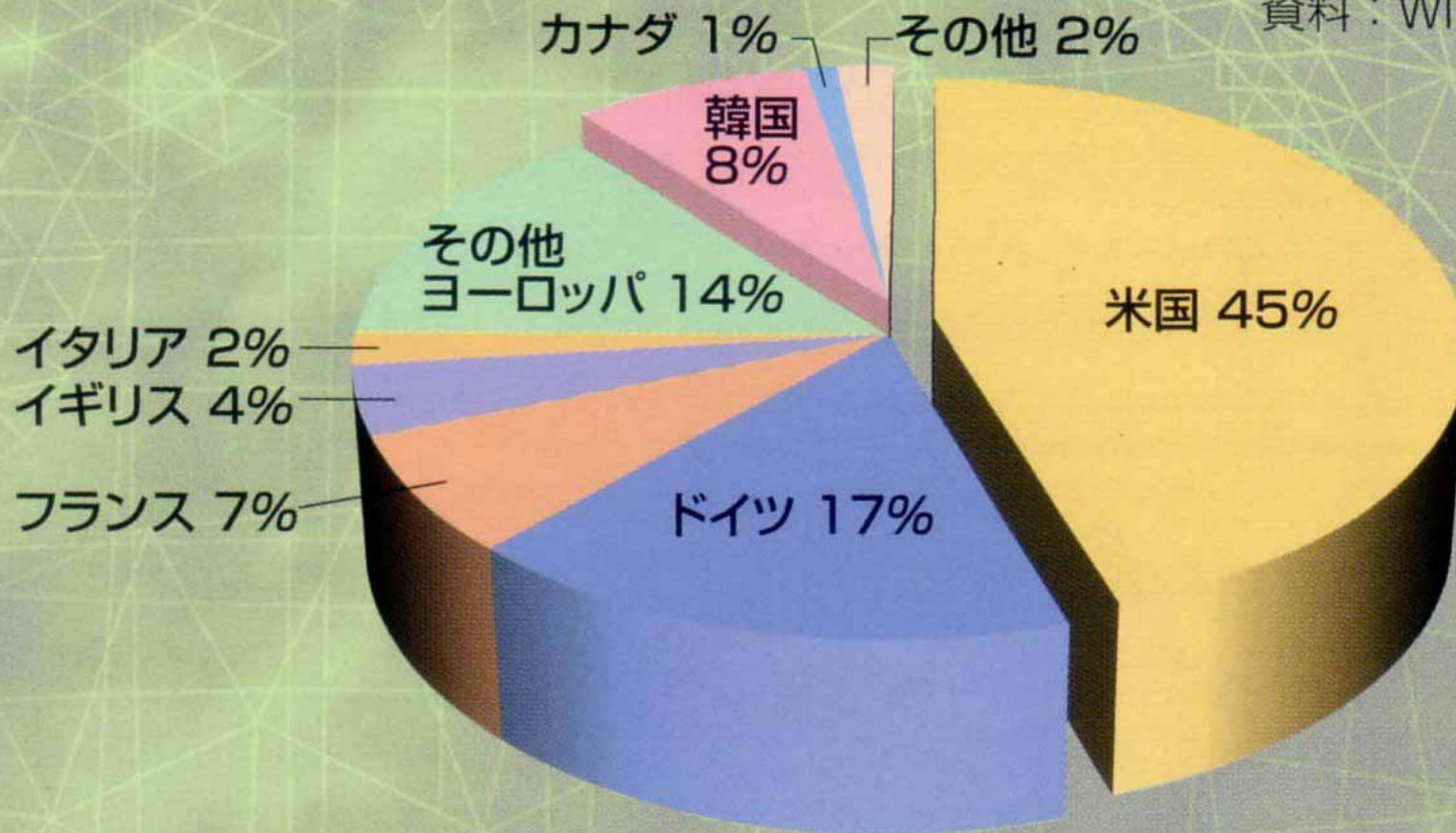


(1998)

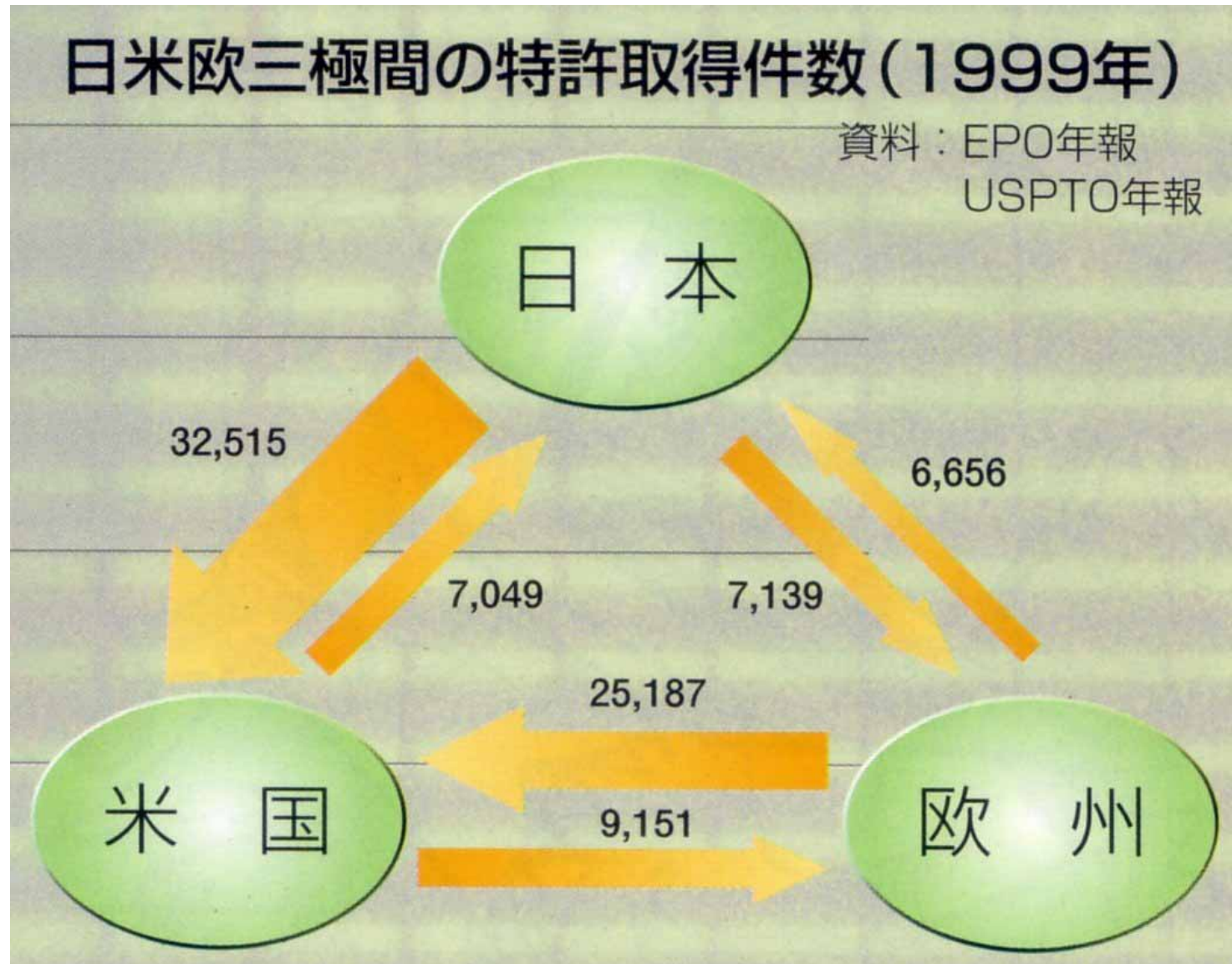
特許統計(2)

日本における各国の特許取得割合(1998年)

資料：WIPO統計



特許統計(3): 特許は市場の大きい国(地域)へ



特許法上の発明とは？

自然法則を利用



技術的思想



創作



高度

×自然法則に反するものはだめ

×人為的取り決めであって自然法則を利用していないもの等はだめ

ソフトウェアについては別途

○技術＝一定の目的を達成するための手段

○誰がやっても同じ結果が得られる

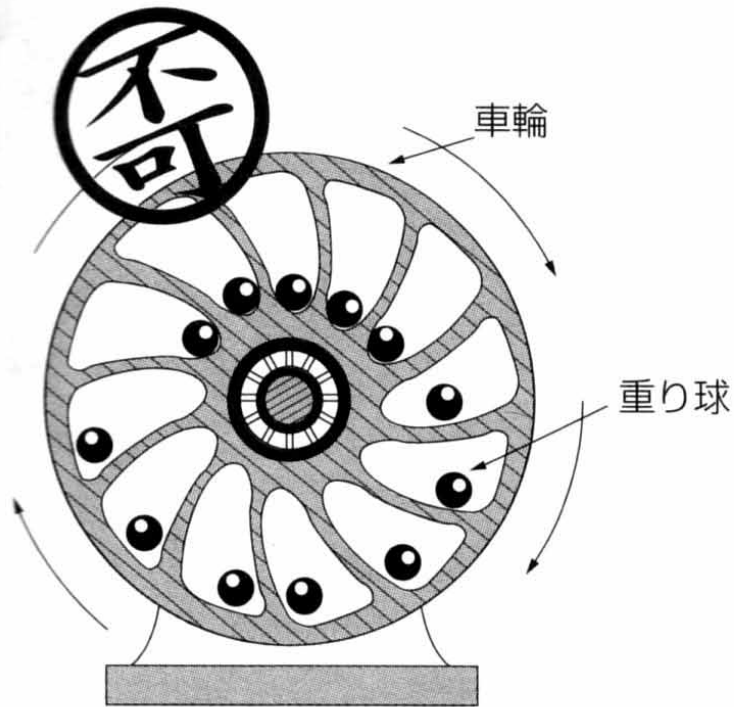
○新しい事を造り出すこと

×「発見」や「解明」はだめ

○従来にない新しい機能を発揮するもので産業上の利用価値があれば改良品でも可

自然法則の利用

③ 自然法則に反するもの



永久機関

④ 自然法則自体



万有引力の法則

技術的思想

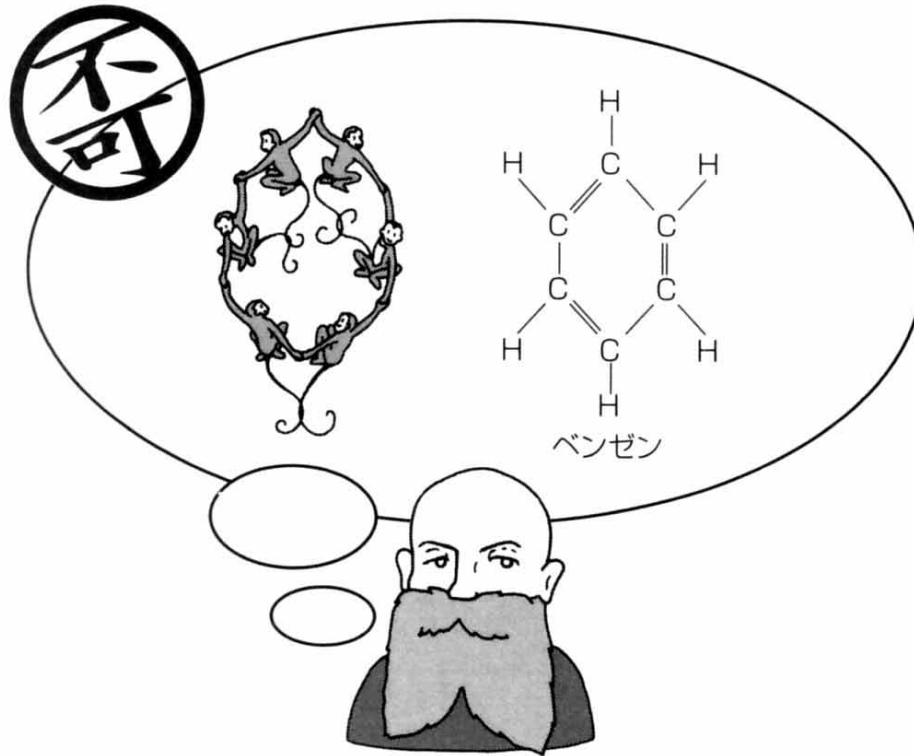
個人の技能, 熟練度で差がでる
ようなものは, 発明ではない



フォークボールの
投球方法

創作：天然物の発見は発明にはならない (それを応用した装置は発明になる)

遺伝子関係については別途



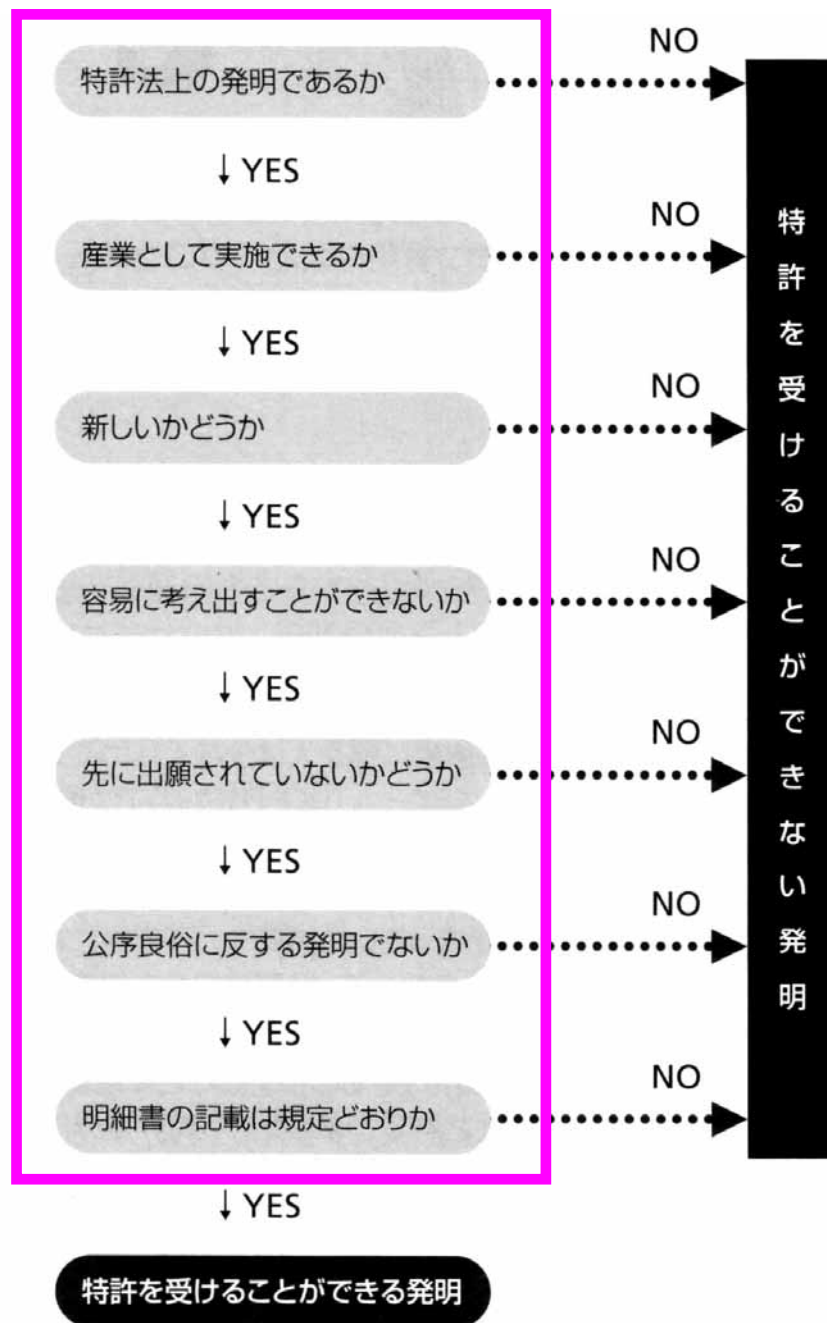
ベンゼン環の構造の解明 (ケクレ1866)



エックス線の発見 (レントゲン1895)

特許になる発明

特許法上の発明であっても、左記項目をクリアしないと特許として認定されない



特許にならない例

産業として実施出来ない



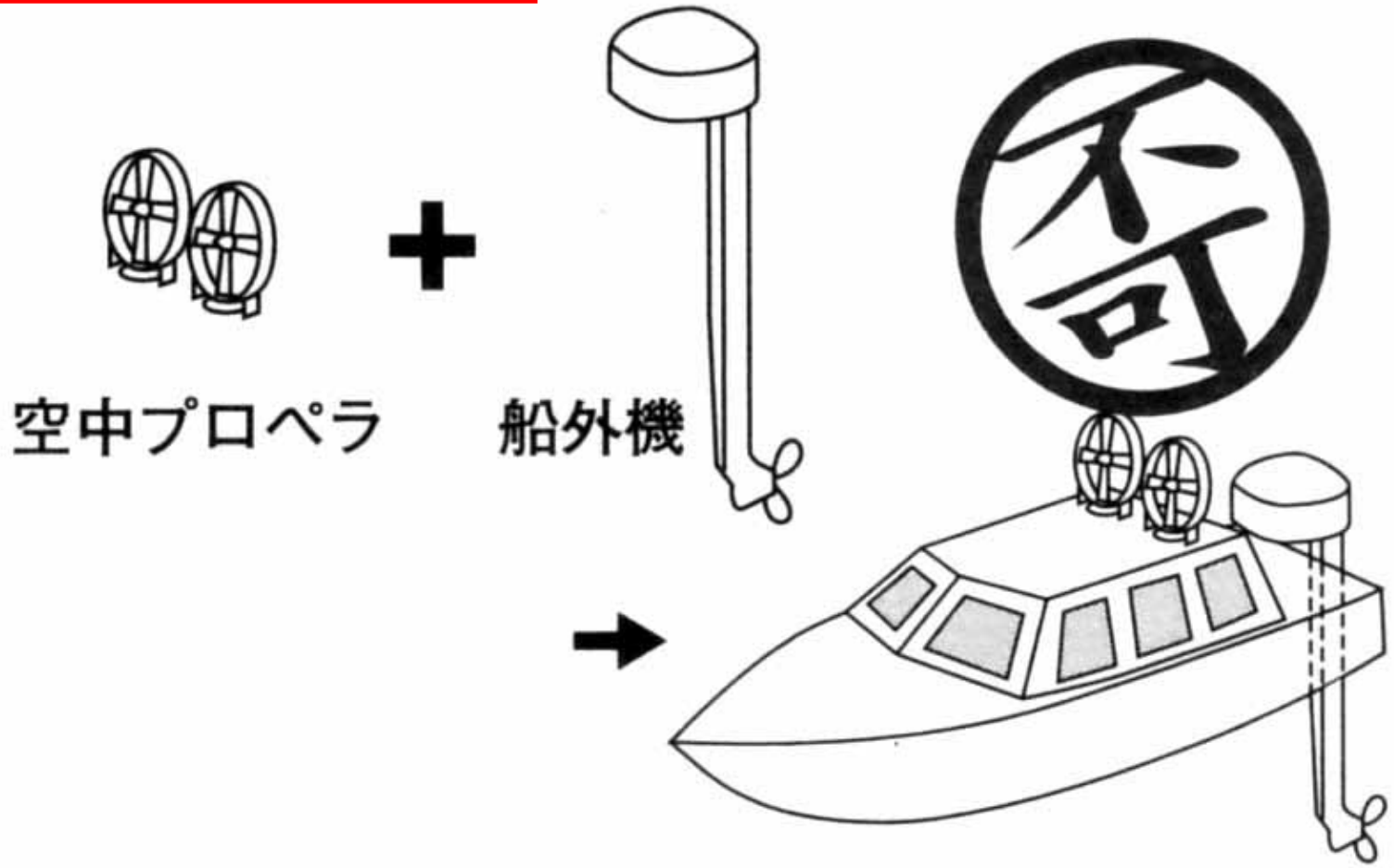
例：猫舌向けのお茶の飲み方

人道的に広く普及すべきもの



例：外科的手術方法

進歩性がない
(容易に考え出せる)



公序良俗に反する発明

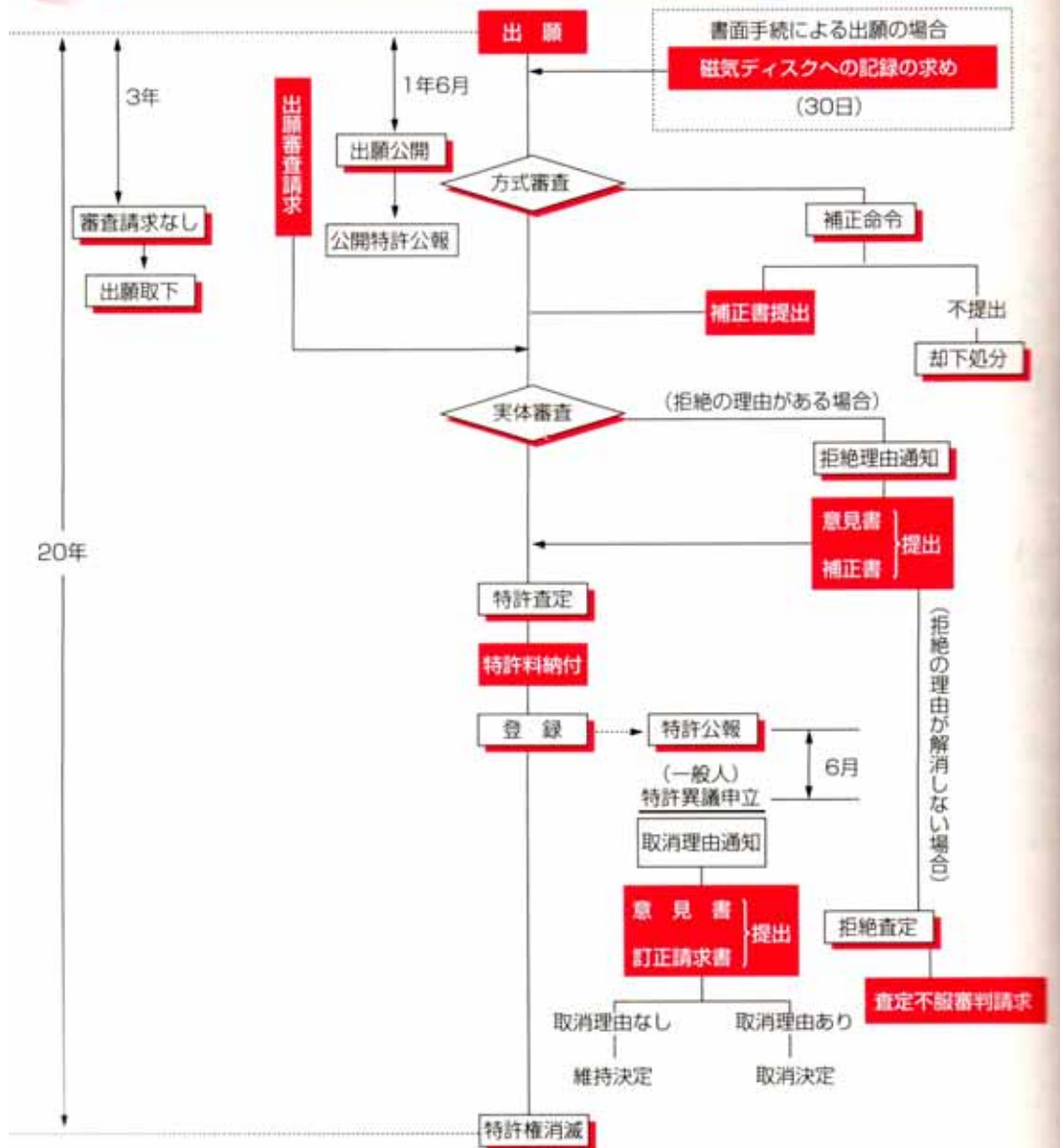


紙幣偽造機械



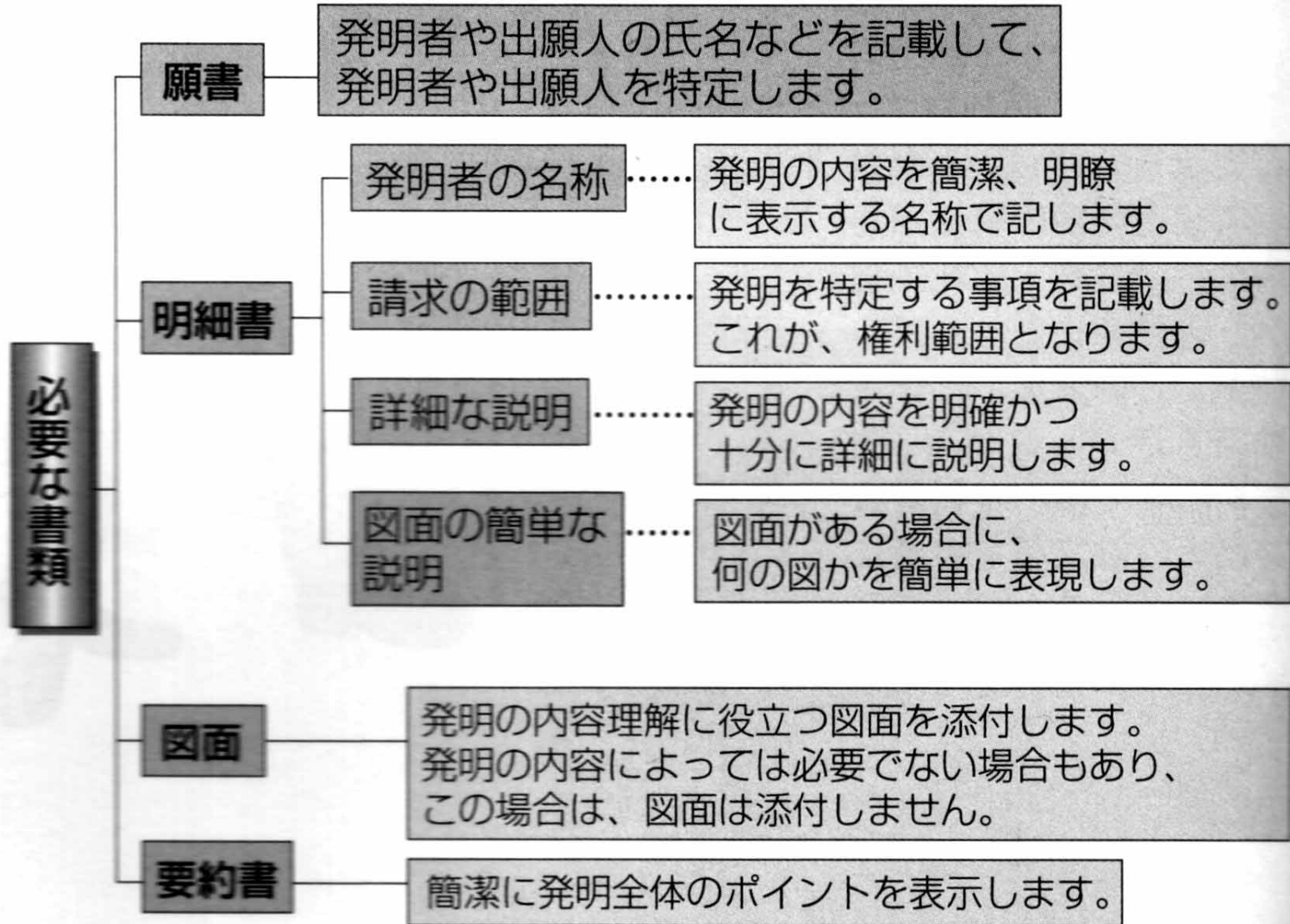
金塊密輸用ベスト

特許出願手続の流れ



出願から審査, 登録,
権利消失までの流れ
(時間経過)

出願に必要な書類



明細書には、特許独特の書き方(表現)がある

円環状に形成されかつ内周面が断面円弧状に形成された外輪と前記外輪に対し全方向に揺動自在に支持された支持軸と前記外輪内に設けられかつ前記外輪の内周面とともに前記支持軸を全方向に揺動自在に支持する球体とを備えた軸受



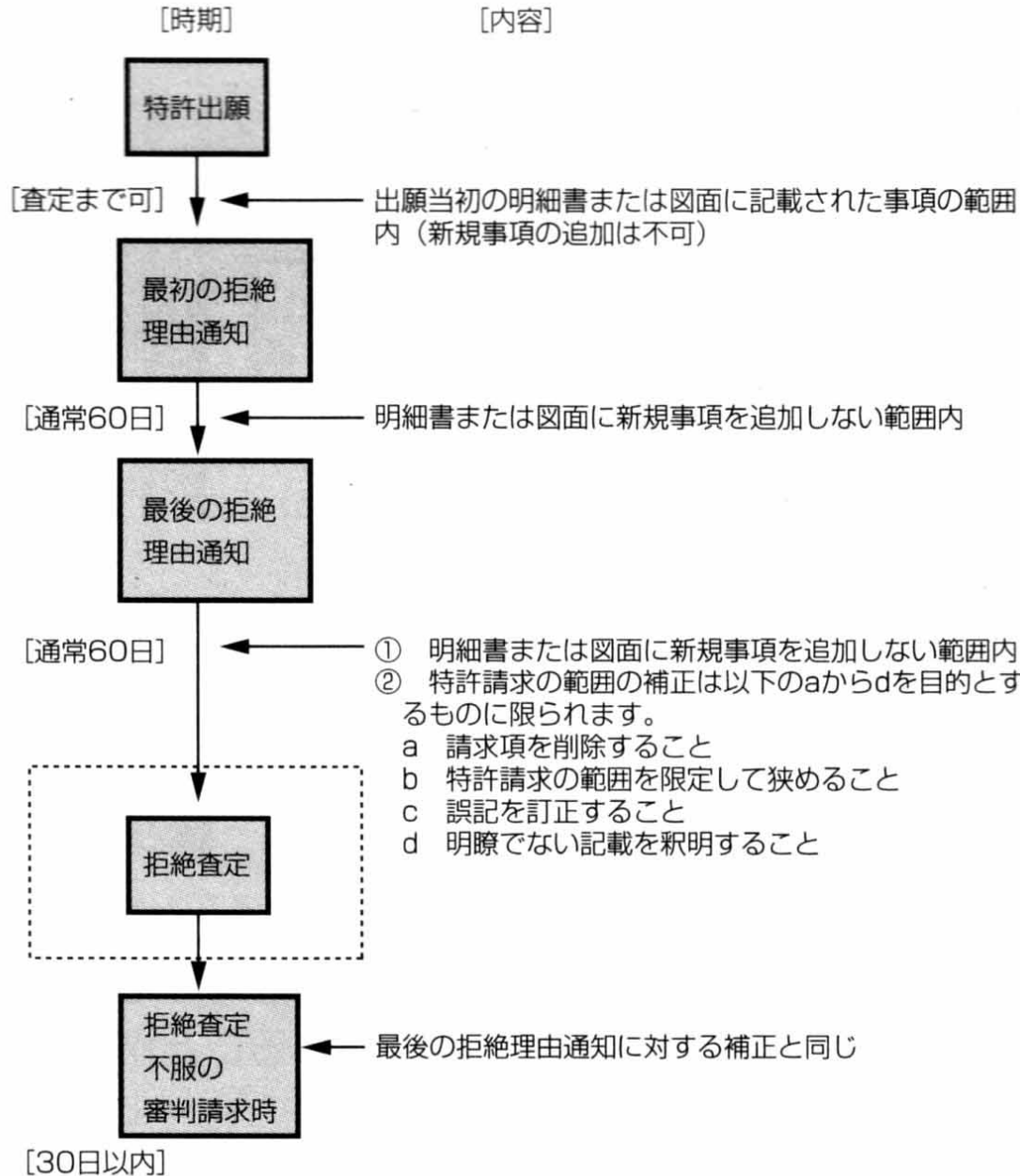
自動調心玉軸受

弁理士に明細書を依頼すると、不可解な文書になって返ってくることが多い(本人にも理解できない) どこからも文句が付けられないような表現にする必要がある

もし、出願が拒絶
されたら



補正や異議申し
立てができるの
で、すぐにあきら
める必要はない
(一発で通ること
の方が少ない)

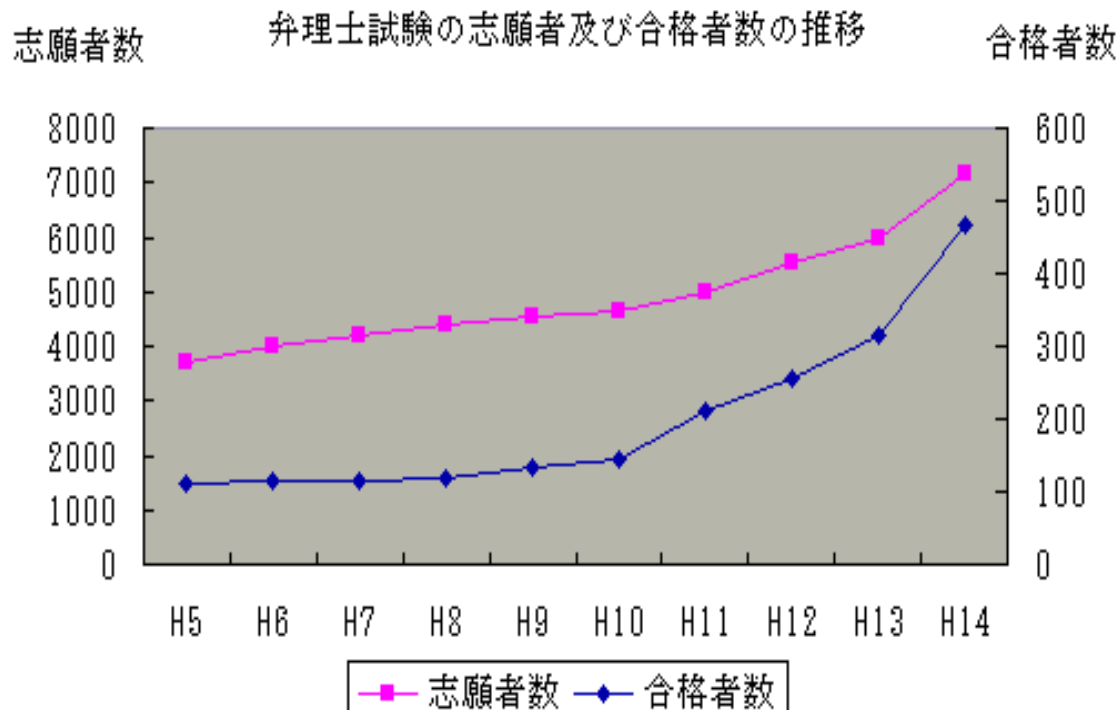


一連の特許業務に携わる専門職

弁 理 士

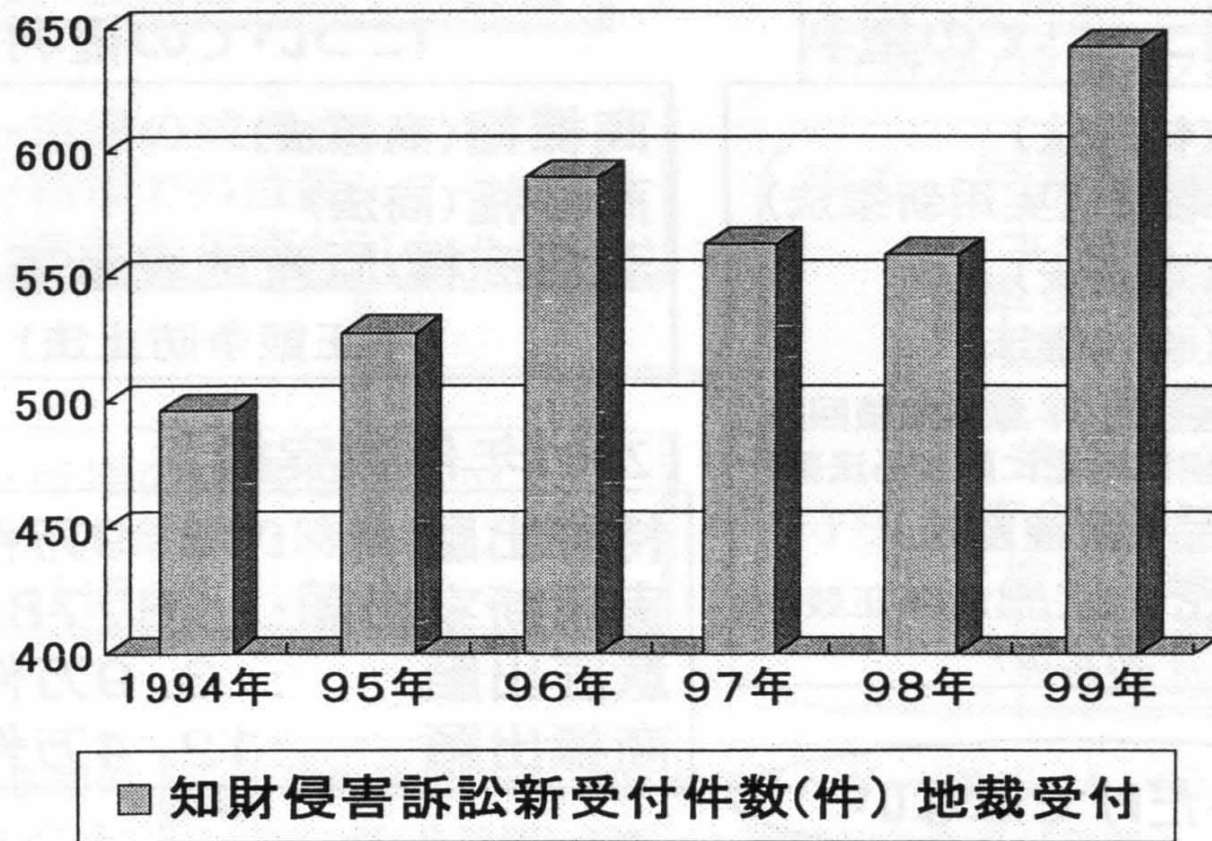
(特許業務においては弁護士)

難関国家資格
(合格率10%以下)
であるが、プロパテ
ント化政策により、
業務が拡大して
いる。高収入が
得られる理系資格
として、有望



出願数の増加に
対して、弁理士の
絶対数が少ない

日本における知財侵害訴訟件数の推移



知的財産権に関する訴訟は、年々増加傾向

巨額の賠償費

利益がたくさん出た場合に注意
(忘れたところに訴えられる)

米国発の大型知的財産紛争事例

(80年代後半から90年前半)

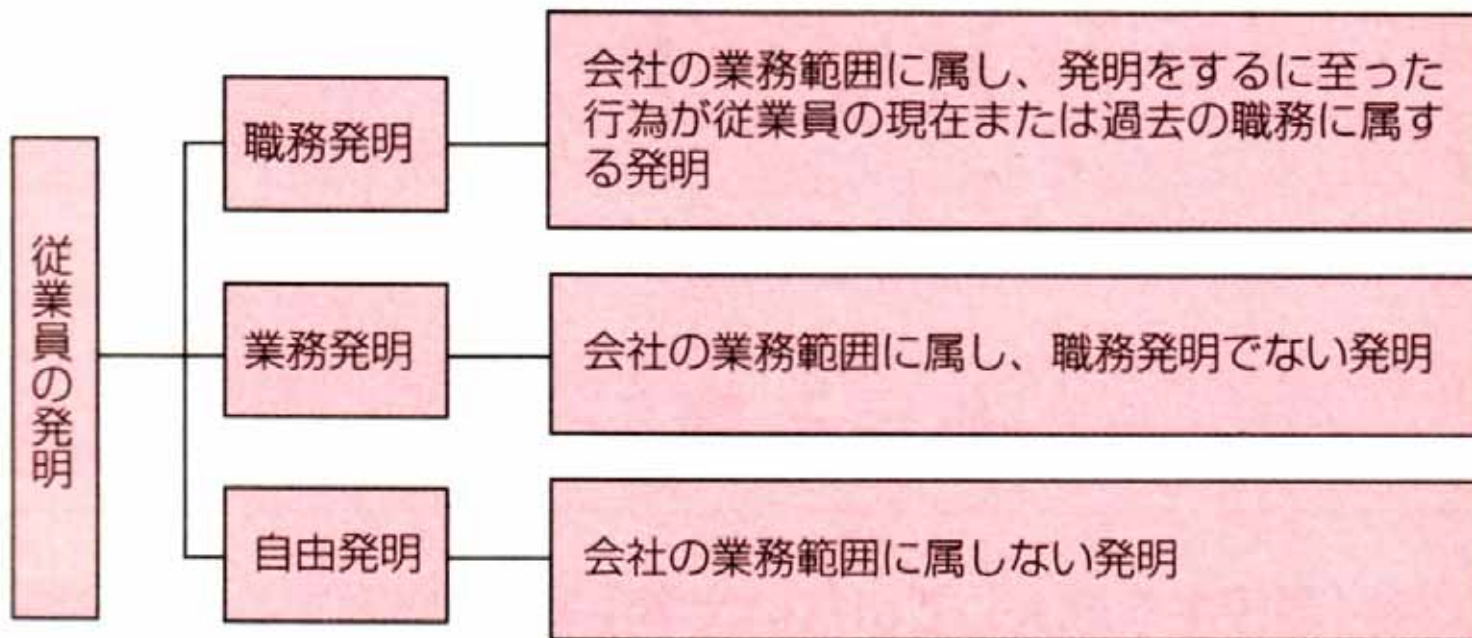
A.	コーニング特許(住電) …光ファイバー…	損害賠償 +	23億円 工場閉鎖
B.	ポラロイド訴訟(Kodak) …カメラ…	損害賠償	\$9億
C.	ハネウエル訴訟(ミノルタ) …オートフォーカス…	訴訟和解	165億円
D.	レメルソン特許(カーメーカー他) …制御技術…		\$1億
E.	TIキルビー特許(日系半導体) …半導体…		多額
F.	コイル氏特許(セガ) …ゲームソフト…	損害賠償	43億円

最近話題の職務発明問題(特許の帰属)

職務中の発明は、基本的には会社に帰属するが、発明に対する報酬が不十分だと訴訟が起こっている。

日亜化学: 中村修二教授 20億円(発明による売り上げ対価)
会社からは2万円, 青色LEDで売り上げは200億から800億へ

従業員による発明の種類

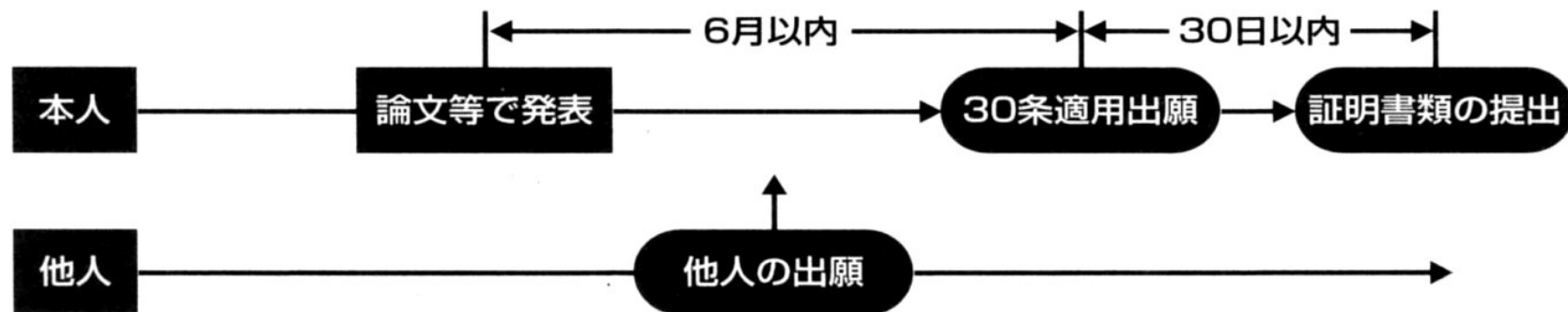


大学でよく起きる失敗例

研究発表出願の順序(日時)を逆にして、自分の発表が公知事例となり、特許が取れない

出願は発表前にしておくことが大切

発表と出願のタイミング



- 本人の出願→特30条の適用を受けなければ他人の先出願と同一であり拒絶される。
- 他人の出願→論文が公知技術となり拒絶される。

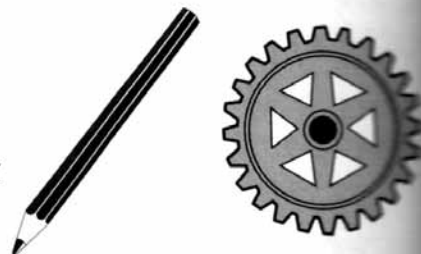
実用新案

実用新案法の保護対象

実用新案法では、保護の対象を「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定しています。このため、特許法では保護される「方法」や「材料」のようなものは実用新案の保護対象となりません。

① 物品の形状に係る考案

「形状」とは、外部から観察できる物品の形状をいい、例えば、六角断面形状を有する鉛筆や紡錘形状の歯形を有する歯車のようなものがこれにあたります。



② 物品の構造に係る考案

「構造」とは、物品の機械的構造を意味し、化合物の結晶構造のようなものを含まません。例えば、吸殻投入凹部及び火消し水溜部を設けた灰皿などがこれにあたります。



③ 物品の組合せに係る考案

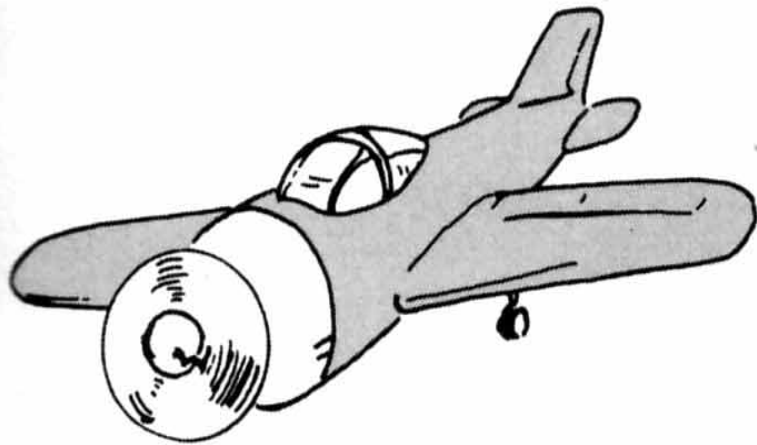
「組合せ」とは、単独の物品を組み合わせて使用価値を生み出したもので、例えばラジカセや釘抜きハンマーのようなものがこれにあたります。



実用新案制度と特許制度の違い

	特 許	実用新案
保護対象	発明 (自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの)	考案 (自然法則を利用した技術的思想の創作で物品の形状、構造又は組合せに係る考案に限る)
進歩性	容易に発明できた場合は進歩性が否定される	きわめて容易でなければ進歩性は否定されない
出願手続	図面は必要などきのみ添付	図面は必ず添付
実体審査	実体審査あり	無審査
権利存続期間	出願日から20年	出願日から6年
出願時費用	出願手数料 21,000円	出願手数料 14,000円 登録料(3年分) 24,900円 合計 38,900円 ※請求項が1つの場合で計算 ※登録料は3年分一括納付
登録時費用	特許料(3年分一括納付) (13,000円+1請求項につき1,100円)×3	出願時に3年分一括納付
その他の費用	出願審査請求手数料 84,300円+1請求項につき2,000円	実用新案技術評価書の請求手数料 42,000円+1請求項につき1,000円

傍目からみるとちょっとした工夫で特許が 取得できる(た)事例(1)



推進装置を備えた飛行機として
プロペラ機が知られていても
ジェット機は新しい発明になる

ジェットエンジンを飛行機
に適用することが特許

